






1 国民年金

① 国民年金の強制加入被保険者って誰？

国民年金の強制加入被保険者の種類と要件

国民年金の強制加入被保険者には、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3つの種類があります。それぞれ、以下のような方々をイメージしてください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
イメージ	 自営業者、無職の方、学生	 会社員、公務員、私学教員	 専業主婦（夫）、パート

これらはあくまでもイメージですので、国民年金法にどのような書き方で規定されているかを学習していきます。どの被保険者についても、いくつかの要件が設定されていて、それらの要件を**全て**満たしたときに被保険者に該当します。第1号被保険者の要件の中に、「第2号被保険者でも第3号被保険者でもない」という要件がありますので、**第2号→第3号→第1号の順に、要件を確認していきましょう。**

第2号被保険者

★★★★★ check

	要件	
第2号被保険者	住所に関する要件	× (問われない)
	年齢に関する要件	× (問われない)
	国籍に関する要件	× (問われない)
	その他の要件	厚生年金保険の被保険者
	除外事由 (被保険者でなくなる要件)	・ 65歳以上でかつ、 ・ 老齢基礎年金等の老齢給付等の受給権あり

除外事由に該当すると、第2号被保険者ではなくなります。今の段階では、**厚生年金保険の被保険者の全てが第2号被保険者であるわけではない**ことだけ押さえておいてください。

【参照：P44 | 国民年金の第2号被保険者と厚生年金保険の被保険者の関係】

第2号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者のことを指します。厚生年金は被用者のみが加入できる年金であることを思い出してください。つまり、**被用者でないと第2号被保険者になれません。**

第3号被保険者

★★★★★ check

	要件	
第3号被保険者	年齢に関する要件	20歳以上60歳未満
	その他の要件	第2号被保険者の被扶養配偶者である

第3号被保険者とは、**20歳以上60歳未満の、第2号被保険者の被扶養配偶者**のことを指します。つまり、被用者に扶養されている配偶者が第3号被保険者になります。被扶養配偶者かどうかは、以下の基準に従って判断されます。

被扶養配偶者の認定基準

- 配偶者が60歳未満
➡ 年間収入が**130万円未満**で、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満
- 配偶者が60歳以上
➡ 年間収入が**180万円未満**で、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満

※年間収入の定義

年間収入には、**各種年金給付による収入 (障害基礎年金など)**が含まれます。給与収入だけではありません。

※なお、その他国民年金法の適用を除外すべき**特別の理由がある者**として厚生労働省令で定める者である場合や、**日本国内に住所を有する者**又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して**日本国内に生活の基礎があると認められる者**として厚生労働省令で定めるものでない場合には、被扶養該当者に該当せず、第3号被保険者となりません。

【例】外国に赴任している第2号被保険者に同行している被扶養配偶者は、第3号被保険者に該当します。

第1号被保険者

★★★★★ check

	要件	
第1号被保険者	住所に関する要件	日本国内に住所を有する
	年齢に関する要件	20歳以上60歳未満
	その他の要件	第2号被保険者 } に該当しない 第3号被保険者 }
	除外事由 (被保険者でなくなる要件)	・ 国民年金法以外の法律に基づく老齢給付の受給権を有するまたは ・ その他国民年金法の適用を除外すべき 特別の理由がある者 として厚生労働省令で定める者である 【例】日本国籍がなく、滞在期間が1年を超えない者

国民年金法以外の法律に基づく老齢給付の受給権を有していると、第1号被保険者ではなくなります。【参照：P34 | ケーススタディー その2】

第1号被保険者とは、**日本国内に住所を有する、20歳以上60歳未満の、第2号被保険者にも第3号被保険者にも該当しない者**のことを指します。

被保険者資格の取得要件と取得日

★★★★ check ■■■■

それぞれの被保険者の要件を**全て**満たしたときに、被保険者資格を取得します。

第1号被保険者

	要件		取得要件	取得日
第1号 被保険者	住所に関する要件	日本国内に住所を有する	日本国内に住所を有した	その日
	年齢に関する要件	20歳以上60歳未満	20歳に達したとき	その日
	その他の要件	第2号被保険者 第3号被保険者 に該当しない	× (取得しない)	

日本国内に住所を既に有している者が、20歳に到達した「その日」に被保険者資格を取得するというのが、一番多いパターンです。なお、除外事由に該当しなくなったときは、「その日」に資格を取得します。

第2号被保険者

	要件		取得要件	取得日
第2号 被保険者	住所に関する要件	× (問われない)	× (取得しない)	
	年齢に関する要件	× (問われない)	× (取得しない)	
	国籍に関する要件	× (問われない)	× (取得しない)	
	その他の要件	厚生年金保険の 被保険者	厚生年金保険の 被保険者資格を取得した	その日

※会社に入社したその日に被保険者資格を取得するというイメージで今の段階では大丈夫です。

【参照：P42 | 厚生年金保険の被保険者資格の取得要件と取得日】

※20歳未満、60歳以上であっても、被保険者資格を取得します。

【参照：P79 | 保険料納付済期間】

第3号被保険者

	要件		取得要件	取得日
第3号 被保険者	年齢に関する要件	20歳以上60歳未満	20歳に達したとき	その日
	その他の要件	第2号被保険者の 被扶養配偶者である	第2号被保険者の 被扶養配偶者に該当	その日

20歳前に第2号被保険者の被扶養配偶者であった場合、20歳に到達したその日に第3号被保険者資格を取得します。